

第3期 逗子市障がい福祉計画

(概要版)

■ 計画策定の趣旨

本市においては、平成18年度に障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を策定し、本市の障がい福祉サービス等を計画的に進めてきました。「第2期 逗子市障がい福祉計画」は平成23年度までの計画期間であるため、このたび、平成24年度から平成26年度までの目標を定める「第3期 逗子市障がい福祉計画」を策定しました。本計画では、平成24年度から平成26年度までの障がい福祉サービス等の見込量及び目標を示しています。

「第2期 逗子市障がい者福祉計画」は、平成21年度からスタートした平成26年度までの6か年計画です。中間年度である平成23年度を迎え、計画の進捗状況を確認し、社会情勢等の変化に応じた計画の見直しを行いました。

障がい者福祉計画と障がい福祉計画の関係

見直し（後期計画）

障がい者福祉計画（障がい者施策全般の6か年計画）

1. 相談支援体制の充実
2. 自立と社会参加の促進
3. 雇用・就労の促進
4. 障がい福祉サービス等の充実
5. 安心できる暮らしの基盤づくり

第3期計画を策定

障がい福祉計画（障害者自立支援法に基づく3か年計画）

【地域移行等の目標】

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・就労移行支援事業の利用者数
- ・就労継続支援事業の利用者の割合

【障がい福祉サービスの見込量】

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス
- ・居住系サービス
- ・相談支援
- ・権利擁護の推進
- ・地域生活支援事業

■ 計画の期間

本計画の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。

年度（平成）	21	22	23	24	25	26
第2期 障がい者福祉計画	前期			後期		
障がい福祉計画	第2期			第3期(本計画)		

■地域移行等の目標及び障がい福祉サービス見込量一覧

本計画書では障害者自立支援法による、障がい福祉サービスの目標を定める「第3期障がい福祉計画」の平成26年度までの見込み量及び目標を示しています。

1 地域移行等の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数	30人
平成26年度末時点の利用人員（入所者数）	26人

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在の退院可能精神障がい者数	18人
平成26年度末までに減少を目指す数	3人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	1人
平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数	4人

2 主な障がい福祉サービスの見込量（月あたり、市全体）

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
○訪問系サービス			
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援	2,080時間	2,192時間	2,304時間
	72人	76人	80人
○日中活動系サービス			
生活介護	129人	134人	139人
就労移行支援	14人	16人	18人
就労継続支援（A型）	16人	18人	20人
就労継続支援（B型）	58人	59人	60人
○居住系サービス			
共同生活介護・共同生活援助	40人	40人	45人

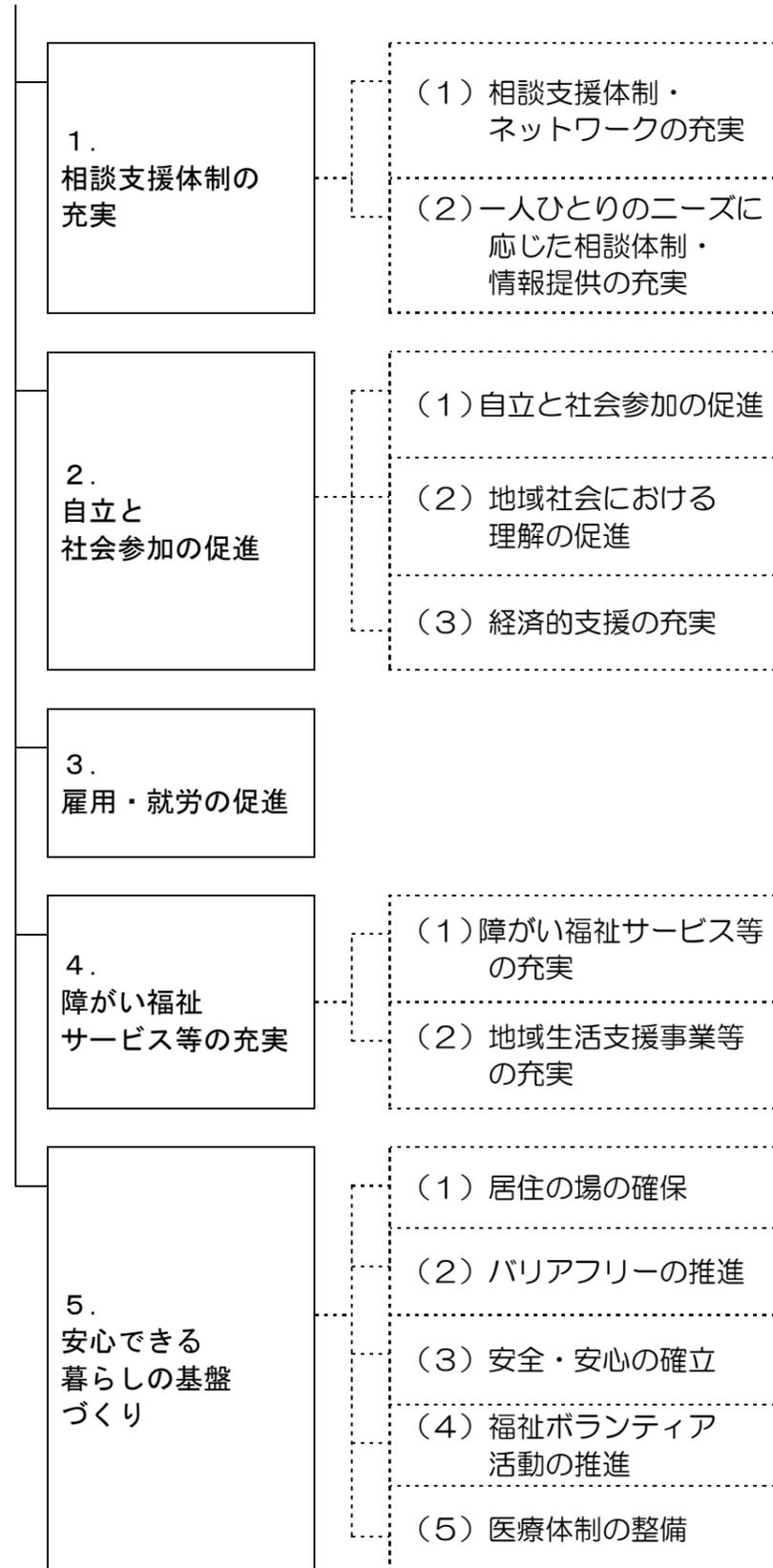
* 「障害」「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「心のバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記することとしています（「障がいのある方」など）。ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの表記は従来そのままとします（「身体障害者手帳」など）。



平成24年（2012年）3月
逗子市（担当：福祉部障がい福祉課）
〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号
TEL. 046-873-1111 FAX 046-873-4520
syohuku@city.zushi.kanagawa.jp
<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/>

「第2期 逗子市障がい者福祉計画」の施策体系



今回の策定のポイント

- 1 就労支援の充実
地域での自立の促進のため、就労支援をさらに充実していきます。
- 2 グループホーム・ケアホームの充実
地域での居住を継続するため、グループホーム・ケアホームをさらに充実していきます。
- 3 相談支援体制の充実
障がい福祉サービス利用への多様なニーズにきめ細かく対応するため、相談支援体制を充実します。

■主な計画内容

就労への移行を促進する支援策の充実

就労移行支援、就労継続支援の利用を促進します。近年の実績を考慮して平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。障がいのある方が就労へより移行できるよう配慮に努め、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用促進・充実化を図ります。

居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム）利用により地域で居住し続けることを支援します。

相談支援体制の充実、サービス利用計画作成等

相談支援体制を充実します。平成24年4月の法改正により、全てのサービス利用者にサービス利用計画の作成が必要となります。

障がい福祉サービス等の充実

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）には、新たに同行援護が加わり、行動援護と共に利用が増えています。近年の実績を考慮して平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。同行援護については、移動支援事業からの移行分のサービス量を見込んでいます。

日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、短期入所、療養介護は、近年の実績を考慮して平成24年度から26年度までのサービス量を見込んでいます。放課後等デイサービスは、平成24年4月の法改正により、児童デイサービスは児童福祉法による放課後等デイサービスとなります。市内に放課後等デイサービスの施設等を検討しています。

権利擁護の推進

障がい者の権利擁護と成年後見制度の普及啓発に努めます。また、相談体制を強化し、権利擁護や成年後見制度利用に関する潜在的なニーズの掘り起こしに努め、成年後見制度を利用することが有効であると認められる方の利用支援の充実を図ります。

療育体制の整備 ※

児童発達支援センターの設置も含め、新たな療育システムの構築を目指します。

防災対策の強化 ※

福祉避難所の整備など、災害時の対策を充実します。



（※印は「第2期 逗子市障がい者福祉計画」後期目標から）